

3

2010

平成22年3月

No. 450

広報

いで



人形劇や手品を鑑賞しました

2月2日（火）、玉川保育園で町内の保育園合同の人形劇鑑賞会が開かれ、0～3歳児ら約90人が参加しました。

会場では、宇治市の人形劇サークル「とらごろう」が出演し、ミュージカル人形劇「ドレミの歌」をはじめ、「3匹の子ぶたとまぬけなおおかみ」が上演されたほか、手品も披露されました。

人形劇や手品を見た子どもたちからは「すごいねー、不思議だねー」と歓声があがっていました。

平成 20 年度 一般会計決算 3 億 2998 万円 の黒字

平成 20 年度の一般会計と 7 つの特別会計(国民健康保険・多賀地区簡易水道・老人保健・後期高齢者医療・介護保険・公共下水道事業・多賀財産区)、井手町水道事業会計の決算は、昨年 9 月の定例町議会に提案され、閉会中の継続審査に付されたのち、昨年の 12 月定例町議会において認定されました。

各会計における決算は表 1 のとおりです。

一般会計の決算額は、歳入 36 億 5499 万 9 千円に対し、歳出 33 億 2501 万 1 千円で、差し引き形式収支では、3 億 2998 万 9 千円の黒字となりました。

この内、翌年度への繰越明許財源 1596 万 5 千円を差し引いた実質収支は 3 億 1401 万 5 千円となり、これが平成 21 年度への繰越金となります。

監査委員の報告では「米国の金融危機により、世界同時不況に陥り、日本経済も例外なく極めて厳しい状況にある中で、経費の無駄遣いをなくすことに努力され、国・府に対して要望等も積極的に行われ、財政健全化に向けて懸命な努力をされた跡がうかがわれました。財政構造の状況を見ますと、経常収支比率では、昨年度の 98.8% から今年度は約 1 億円の基金を積みだ中での 90.4% となり、好ましい財政構造に一步步近づいてきています。昨年度から本格施行となった財政健全化法による財政構造を示す 4 つの指標につきましても、昨年度数値より下回りました。大変良好でありました。また、下水道事業、水道事業の事業会計の資金不足比率についても基準を下回りました。これも大変良好でございました。今後とも引き続き、健全な財政運営に努められることを期待しております。20 年度決算は大変よい決算になりましたが、これにおごらず、今後とも気持ちを緩めずに、最小の経費で最大の効果を上げるよう、なお一層の努力を期待しています。」と述べられています。

歳入 (収入)

歳入(収入)

歳入は 36 億 5499 万 9 千円、前年度より 9 億 8490 万 1 千円 (21.2%) の減となりました。これは、泉ヶ丘中学校体育館改築など普通建設事業の財源及び繰上償還実施に伴う減債基金繰入金が大きく起因し、繰入金 7 億 3674 万 8 千円をはじめ、国庫支出金 1 億 952 万 2 千円、町債 2 億 620 万円の減となっています。

町税

10 億 2360 万 6 千円 (対前年度 4.6% 増)

町税収入は、歳入全体の 28.0% を占め、1 世帯あたり 30 万 7666 円、1 人あたり 12 万 851 円を納めていただいたこととなります。

地方交付税

15 億 719 万 6 千円 (対前年度 4.3% 増)

地方公共団体が標準的な行政運営を行う場合に財源不足額に応じて国から交付されるお金です。歳入全体の 41.2% を占めています。

国庫支出金

1 億 8002 万 5 千円 (対前年度 37.8% 減)

国の行政に要する経費、町の特定の施策を行うための経費の財源に充てるため、その財源の全部または一部をその目的、性格により、負担金、補助金、委託金の三つに分類されて交付されるものです。

町債

2 億 980 万円 (対前年度 49.6% 減)

町が特定の事業を行うために借り入れるもので、保育園の改修、自然休養村管理センター改修、町道 32 - 1 号線道路改良工事、下排水路改修などの財源に充当しています。

表 1 各会計別 歳入・歳出 (単位: 千円)

会計別	歳入	歳出	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額	備考
一般会計	3,654,990	3,325,010	15,965	314,015	
特別会計					
国民健康保険特別会計	984,874	1,017,519	0	△32,645	翌年度繰上充用金で歳入不足を補てん
多賀地区簡易水道事業特別会計	76,235	69,691	0	6,544	
老人保健特別会計	78,412	76,466	0	1,946	
後期高齢者医療特別会計	78,072	76,413	0	1,659	
介護保険特別会計	642,954	607,356	0	35,598	
公共下水道事業特別会計	509,366	502,386	0	6,980	
多賀財産区特別会計	2,967	2,000	0	967	
井手町水道事業会計	収益的収入(消費税含む) 110,242	収益的支出(消費税含む) 101,690		差引額 8,552	
	資本的収入(消費税含む) 10,542	資本的支出(消費税含む) 51,646		差引額 △41,104	
計	120,784	153,336		△32,552	

歳出（支出）

歳出は33億2501万円で、前年度より11億4792万3千円（25.7%）減となりました。自治会に対するコミュニティ助成、イントラネット機器更新、公共施設バリアフリー整備、玉川、いづみ保育園改修、自然休養村管理センター改修、町道32-1号線道路改良工事、下排水路改修、消防団資機材購入、図書館情報システム機器更新、給食センター施設整備など主な事業は次のとおりです。

総務費

9億6410万1千円（対前年度7.1%増）

○特別会計繰出金	4億6210万6千円
○基金積立金	1億1077万4千円
○コミュニティ助成	1250万円
○イントラネットシステム整備	3017万8千円

民生費

7億6592万7千円（対前年度2.4%増）

○デイサービス等事業委託	1657万7千円
○障害者自立支援事業	8435万2千円
○公共施設バリアフリー整備	1016万7千円
○児童手当	5973万円
○玉川、いづみ保育園改修	679万1千円

衛生費

2億6757万7千円（対前年度6.8%減）

○健康増進、予防接種事業等	2527万1千円
○乳児健診等	345万2千円
○町内河川水質検査	117万4千円
○古紙等再生資源集団回収事業	104万3千円
○ごみの収集運搬	2764万1千円
○城南衛生管理組合分担金	1億2471万4千円

農林水産業費

6800万1千円（対前年度4.2%減）

○自然休養村管理センター改修	2860万1千円
○豊かな緑と清流を守る森林整備事業	30万円

商工費

2873万円（対前年度56.3%減）

○商工会振興事業	750万円
○桜まつり	349万6千円

土木費

2億3232万7千円（対前年度4.3%増）

○町道34号線等道路維持	497万8千円
○町道32-1号線道路改良	1億2110万2千円
○河川水路浚渫	146万2千円
○下排水路改修工事	1598万7千円
○玉川砂防公園整備	221万4千円

消防費

2億142万4千円（対前年度5.8%増）

○常備消防設置委託	1億4632万8千円
○消火栓ボックス等	130万円
○消防団資機材購入	752万8千円
○防災空地整備	494万6千円

教育費

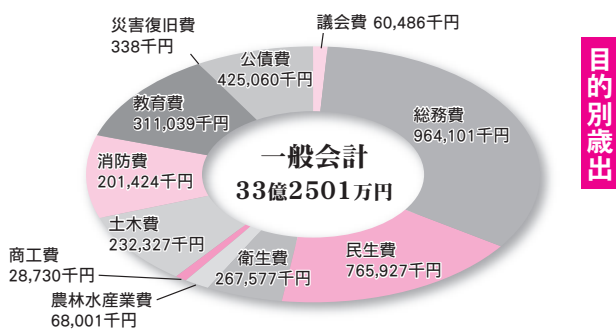
3億1103万9千円（対前年度54.0%減）

○文化財発掘調査等	810万1千円
○小中学校空調設備設置	3581万9千円
○図書館情報システム機器更新	1348万5千円
○給食センター施設整備	1810万2千円

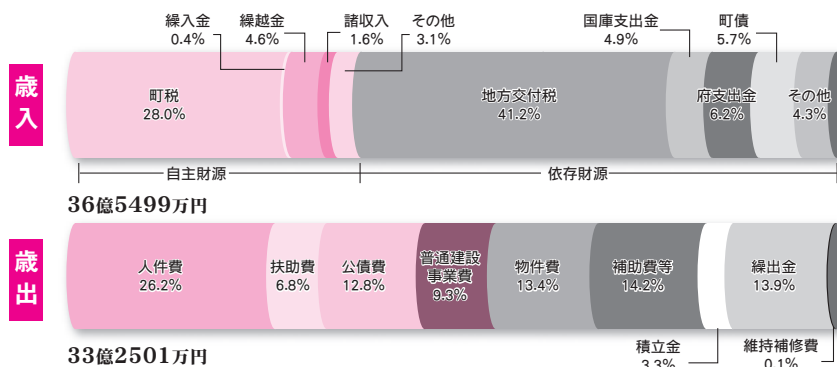
公債費

4億2506万円（対前年度65.9%減）

○償還元金	3億6440万円
○償還利子	6026万3千円
○一時借入金利子	39万7千円



目的別歳出



用語の解説

【自主財源】

町が自ら収納・徴収できる財源のこと

【依存財源】

国や県から交付・割り当てられる財源のこと

【地方交付税】

自治体の財政力に応じて国から交付されるお金

【繰入金】

財政調整基金（家庭の預貯金にあたる）の取り崩しなどにより繰り入れたお金

【繰出金】

特別会計などに繰り出したお金

投票日は4月11日（日曜日）

また、京都府知事選挙について、3月25日に告示され、同じく4月11日が投票日となります。

これらの選挙は、私達の代表を選ぶ最も身近で大切な選挙です。棄権しないで、よく見・よく聞き・よく考えて必ず投票しましょう。

なお、投票の順序は、まず井手町議会議員一般選挙、次に京都府知事選挙となりますので十分に注意しましょう。

また、次のように投票資格が違いますのでよく確認してください。

今回の選挙に投票資格のある人は、平成2年4月12日以前に生まれ、投票日当日20歳

●投票所入場券及び選挙公報の配布

投票所入場券の配布につきましては、選挙人1人に1枚、郵便はがきにて、ご家庭にお届けします。投票日当日まで大切に保管をお願いいたします。また、京都府知事選挙の選挙公報につきましては、各区の隣組より配布します。

4月11日の投票日には、次のことに注意してください。

●投票時間は、午前7時から午後8時までです。

●入場券に指定された投票所以外では投票できません。

●投票所に行く時は、入場券を持参してください。もし、

●投票の仕方

井手町議会議員一般選挙は候補者の氏名を投票用紙（うぐいす色）に記入して投票しましょう。

京都府知事選挙は候補者の氏名を投票用紙（白色）に記入して投票しましょう。

4月11日に次の理由により、投票日に投票所に行けないと見込まれる方のために、期日前投票制度があります。

※期日前投票ができる場合は

次のとおりです。

①投票日当日、職務に従事中であるとき

②何らかの用事のため、旅行中または滞在中である場合（たとえば、レジャーや買物などの私用で投票区の区域外にいるような場合）

③投票日当日、出産、手術、
身体障害等で歩くことが
困難である場合。

期日前投票のできる期間
は、井手町議会議員一般選挙
では4月7日(告示日の翌日)
から4月10日(投票日の前日)

までです。また、京都府知事選挙は3月26日(告示の翌日)から4月10日(投票日の前日)までとなっています。(なお、

平成21年12月25日
から平成22年1月
5日までに転入さ
れた方について

は、4月5日から4月10日までとなります。(土・日曜日も含めて、午前8時30分から午後8時までの間、役場1階期日前投票所で行っています。

いて

4月11日の投票日に、病院や特別養護老人ホーム等

に入所の方で投票所にいけないと見込まれる方のために、投票日の前でも不在者投票ができます。

不在者投票のできる期間
は、井手町議会議員一般選挙
では4月7日(告示日の翌日)
から4月10日(投票日の前日)
までです。

また、京都府知事選挙では、
3月26日（告示の翌日）から
4月10日（投票日の前日）ま
でとなっています。（なお、平
成21年12月25日から平成22年
1月5日までに転入された方
については、4月5日から4
月10日までとなります。）

投票所名	投票所の施設名	区域
第１投票所	井手小学校体育館	石垣・水無・高月
第２投票所	上井手区公民館	上井手・田村新田
第３投票所	多賀小学校体育館	東部・西部・北部
第４投票所	南部公民館	南部
第５投票所	玉水公民館	玉水
第６投票所	いづみ人権交流センター 研修棟	北・南

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム・身体障害者支援施設などに入っておられる方も、その病院内で不在者投票をすることができます。

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方は、その障害の程度により、郵便による不在者投票ができません。

また、介護保険の被保険証に要介護状態区分が要介護5であると記載されている方も郵便による不在者投票ができます。

なお、この場合は、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けておき、その証明書を添えて投票用紙を請求しなければなりません。また、郵送する期間も考慮して、早めに投票を済ませる必要があります。

井手町以外の市区町村で不在者投票をするとき

不在者投票をされる方は、あらかじめ滞在地の市区町村選挙管理委員会でご誓書用紙の交付を受け、これに投票日当日（4月11日）に、投票所へ行って投票できない理由に丸をつけ、井手町選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙等を請求してください。

請求を受けた井手町選挙管理委員会は、「投票用紙」・「不在者投票用封筒」および封をした「不在者投票証明書」を交付します。この「不在者投票証明書」の封筒は、決して開封してはいけません。開封されると不在者投票ができなくなります。

交付された投票用紙等を持って滞在地の市区町村選挙管理委員会の指示に従って投票します。

町選挙管理委員会へ送付しますが、投票所閉鎖時刻までに到着しないと無効になりますので早めに手続きをしてください。

以上が不在者投票のあらましです。一人でも多くの方が、大切な選挙権を行使できるように設けられているこの制度をよく理解し、該当する方は進んで利用しましょう。

●代理・点字投票は

身体上の故障などのため、自分で投票用紙に候補者等を記載できない人のために、代理投票制度があります。代理投票を希望される方は、投票日の当日、投票所の係員に申し出てください。二人の投票補助者が決められ、投票の代理をします。

また、目の不自由な方には、点字投票制度があります。遠慮なく係員に申し出てください。

いずれの場合も、投票の秘密は絶対に守られます。

●開票は

開票事務につきましては、投票日当日、午後8時45分から自然休養村管理センターにおいて行います。

詳しいことは、井手町選挙管理委員会（Tel 82・6161）におたずねください。

平成 22 年度自衛官補募集案内

1 募集種目及び試験期日等

募集種目		受付期間	試験期日	資 格
幹部候補生	一般・技術	4月1日～5月10日	1次：5月15日・16日 (16日は飛行要員のみ) 2次：6月15日～17日 (指定する1日) 3次：7月14～8月5日 (飛行要員のみ、指定する日)	20歳以上26歳未満の者 (22歳未満の者は大卒(見込含)) 大学院修士学位取得者(海上技術幹部候補生志願者は、理工学修士学位取得者に限る)及び自衛官は28歳未満
	歯科・薬剤科		1次：5月15日 2次：6月15日～17日 のうち指定する1日	専門の大卒(見込含)20歳以上30歳未満の者(薬剤は20歳以上26歳未満の者(薬学修士学位取得者は28歳未満))
一般曹候補生		4月1日～5月10日 *	1次：5月22日 2次：6月23日～28日 のうち指定する1日	18歳以上27歳未満の者

(注) * 平成23年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、上表にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降実施します。

※詳細につきましては、次の受付及び問い合わせ先に確認してください。

2 受付及び問い合わせ先

- (1) 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区御池通西洞院西入ル石橋町 438 - 1 Tel 075 - 211 - 3471
(2) 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏 100-30 コメウビル2F Tel 44 - 7139



ウォッチング

子どもの教育は柔軟な思考で

2月13日(土)、自然休養村管理センターで第44回綴喜地区社会環境浄化研究会が開催され、約200名が参加しました。

研究会は綴喜2市2町の青少年健全育成に係わる団体で構成する綴喜地区社会環境浄化連絡協議会主催で行われ、クラリネット奏者の村田農吉さんの演奏が披露されたほか、「ここらで一考 大人のあり方：子どもの見方」と題した松田定教育長による講演会が行われました。

講演で松田教育長は、ことわざや算数の図形問題を例に出しながら柔軟な考え方の必要性を説明し、「ものごとの見



講演の様子

方や考え方によって答えは違ってくる。子どもの教育で問題に直面したとき、問題となっていることだけを考えるのではなく、子どもの生活のいろいろな面を見ることがよって解決の糸口になるのではないか。自分が子どもだったころにあてはめて考えることも必要。また、近所の子や兄弟と比べることは決してしないように。」と述べられました。

森林の整備活動に関する協定を締結

2月15日(月)、京都府公館で「森林の整備活動に関する協定の締結式」が行われました。協定はサントリーホールディングス(株)と公益社団法人京都モデルフォレスト協会、



締結式の様子

京都府、南山城地域の関係する5市町村の間で締結されました。

協定はサントリー(株)の水源かん養エリアである南山城地域の森林の整備を約30年かけてサントリーとエリア内の市町村が協力して行うものです。

目の見えない人の生活を知る

2月12日(金)、井手小学校で、障害のある人への理解を深めるための授業が行われ、5年生60人が、宇治田原町在住の視覚障害者の田和信夫さんから話を聞きました。

田和さんは、杖を使つての歩行や特殊な針を使つての縫物など、失明したときに行つ



田和さんのお話を聞きました

た訓練の話をされたあと、点字の読み方や書き方を紹介されました。

また、児童からの「目が見えなくなつて一番困ったことはなんですか?」という質問に対し、「歩くことです。しかし、訓練することで歩けるようになりました。目が見えない人でも努力すれば何でもできるようになります。」と述べられました。

その後、児童らはアイマスクをつけて歩く体験を行いました。

第16回井手町社会福祉大会

2月19日(金)、自然休養村管理センターで第16回井手町社会福祉大会が開催されまし



大会の様子

た。開会にあたり中坊湊会長から「子どもや障害をお持ちの方が安心して暮らせるまちになるよう、それぞれのニーズに適した支援体制を整えていかなければ」と挨拶がありました。次に、永年勤続役員功勞者、ボランティア活動功勞者や社会福祉事業に対し寄附などの協力をいただいた方に対し表彰状及び感謝状が授与された後、来賓からの祝辞が述べられたほか、大会決議案の採択などが行われました。その後、第2部として地域包括支援センターや弥勒会グループホームいでの里の職員による「認知症の早期発見と接し方」と題した講演が行われました。

車イス体験学習を 実施しました

1月27日(水)、多賀小学校で障害のある人への理解を深めるための授業が行われ、5・6年生の児童が車イス介助について学びました。

授業には講師として弥勒会から3人のスタッフが参加し、車イスの押し方や方向転換、段差の越え方などを教えた後、児童らが交代で車イスに乗りたり押ししたりしながら、体験しました。

児童らは「車イスが重くて回転させるのが難しかった。また、乗っている人が怖がらないように声をかけるのが難しかった。」と感想を述べていました。



車イスの体験をしました

子どもたちの安全の ために

2月22日(月)、井手小学校で「親のための応援塾」が開催され、児童の保護者と来春入学予定の保育園児の保護者ら約20名が参加し、校区の安全マップ作りを行いました。

応援塾では、校区の危険箇所を調べるため、全校児童と保護者にアンケートを行ったうえで、2月5日(金)に实地調査として、地区ごとでグループに分かれて見通しが悪い交差点や人氣が少ない場所、池や川などの写真撮影を行ってきました。

この日は、实地調査で撮影した写真をマップにはりつけ、注意事項などを記載しま



参加者による安全マップづくり

した。

参加者は「長い間井手町に住んでいるが、知らない道や再確認した危険箇所などがたくさんありました。」と感想を述べられていました。

完成したマップは井手小学校に掲示されるとともに校区の保育園に回覧されます。

地震に強いまちづくりを学びました

2月9日(火)、多賀小学校で、地震に強い安心安全のまちづくりを学ぶための出前授業が井手分署や府山城北土木事務所職員の指導のもとに行われ、3年生20人が参加しました。

授業では、起震車を使って、震度7の体験が行われた



ペーパークラフトで家の模型を作る児童ら

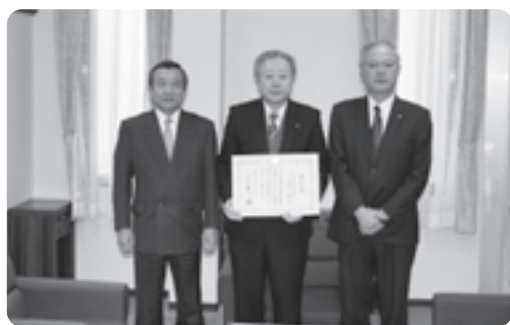
後、家型のペーパークラフトを使って、柱と柱の間に斜めに入れる「筋交い」を入れた家と入れていない家での揺れ方の違いを体験し、補強材の重要性を学びました。

宮本委員長に総務大臣表彰

昨年8月に行われた衆院選で、選挙事務の管理執行や明るい選挙の推進に尽力したとして、井手町選挙管理委員会の大委員長、宮本安さんが総務大臣表彰を受賞されました。

2月5日(金)、役場で伝達式が行われ、山城広域振興局長から表彰状が手渡されました。

宮本さんは「選管委員やスタッフのおかげ。皆さんが盛



受賞された宮本委員長(写真中央)

り上げてくれたので、しっかりとやってこれたのだと思います。」と感想を話されていました。

町民ソフトバレーボール大会

2月14日(日)、山城勤労者福祉会館で町民ソフトバレーボール大会が開催され、20チーム、140人が参加しました。競技結果は次のとおり。

【地区の部】

優勝 高月区

準優勝 上井手区A

【女子の部】

優勝 にここクラブ

準優勝 レディース多賀B

【一般の部】

優勝 オール山城保護者A

準優勝 オール山城保護者B



白熱した試合

* 税務課からのお知らせ *

家屋調査にご協力ください

家屋の固定資産税は、毎年1月1日に所有されている方に課税されます。次のような場合は税務課までご連絡ください。

○新築・増築

日程調整のうえ、職員が訪問して家屋調査を行います。この調査は固定資産税の基となる評価額を算出するために行うものです。なお、建築図面等資料の借用をお願いする場合があります。

○取り壊し

「滅失届出書」の届出が必要です。届出がないと翌年度以降も課税されてしまうことがあります。なお、登記している家屋を取り壊した場合で、すでに法務局で滅失登記の手続きをされた方は、届出の必要はありません。

○未登記家屋の所有者を変更

「未登記建物取得届出書」の届出が必要です。届出がないと翌年度以降も前の所有者に課税されてしまうことがあります。

バイク・軽自動車の廃車・名義変更の手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年その年の4月1日現在で所有している人に課税されます。

盗難などで、現在所有していなくても廃車の手続きをされませんと課税されることになります。

なお、廃車・名義変更の手続きをする場所は、次のとおりです。

【役場税務課】

排気量が125cc以下の単車および農耕作業用自動車（耕運機・トラクター等）。

【陸運局】

軽自動車（軽四輪貨物および乗用車・125ccを超える単車）。

※4月1日を過ぎますと、実際にはバイクや軽自動車を所有していないのに課税されることになりますのでご注意ください。

また、陸運局では毎年、年度末の3月は窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことになりますので、登録・異動・廃車等の申請は、できるだけ早め（3月15日ごろまで）に済ませていただくようお願いします。

なお、軽自動車税納税通知書は4月中旬に発送いたしますので、4月20日（火）までに納税通知書が届いていない方、もしくは、廃車申告等の手続きをされたのに納税通知書が届いている方は、お手数ですがご連絡ください。

減免申請は4月23日までに

軽自動車税には、身体に障害のある方に対する減免制

度があります。この制度を受けようとする方は、4月23日（金）までに税務課で申請手続きをしてください。

申請手続きに必要な書類等

○減免申請書（税務課にあります）

○軽自動車税納税通知書

○障害者手帳等に関する証明書

○当該車両を使用される方の運転免許証

○軽自動車検査書

なお、減免対象者は一定の要件を満たす必要がありますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。

固定資産税の縦覧・閲覧

▶土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が町内の土地や家屋の価格との比較を通じて、自己の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認できるように「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」が縦覧できます。

○縦覧事項

「土地価格等縦覧帳簿」…所在、地番、地目、地積、評価額

「家屋価格等縦覧帳簿」…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

▶固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者が所有する固定資産、借地人・借家人が使用している固定資産、賦課期日後に固定資産を取得された方などが対象資産について「固定資産課税台帳」に記載された内容を閲覧することができます。

○閲覧事項

「土地課税台帳」…所有者の住所・氏名、土地の所在、地番、地目、地積、評価額など

「家屋課税台帳」…所有者の住所・氏名、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額など

「償却資産課税台帳」…所有者の住所・氏名、取得価格、帳簿価格、評価額など

《必要書類等》

①印鑑（認印）

②納税通知書、課税明細書

③本人が確認できる免許証等

④委任状と代理人本人が確認できる免許証等

⑤賃貸借契約書と本人が確認できる免許証等

⑥所有権を取得したことを証する書類と本人が確認できる免許証等

▶縦覧期間 平成22年4月1日から4月30日（土、日・祝日を除く）

▶閲覧期間 平成22年4月1日から翌年3月31日（土、日・祝日及び12月29日から1月3日を除く）

▶縦覧・閲覧時間 午前8時半から午後5時15分（正午から午後1時までを除く）

▶場所 役場税務課

*お問い合わせは、税務課（TEL82-6163）まで

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳等の閲覧のできる方

	縦覧できる方	必要書類等
縦覧	納税者（現に土地又は家屋の固定資産税を納めている者）	①・②又は③
	納税者と同一世帯の親族	①・②又は③
	納税管理人	①・②又は③
	納税者の代理人	①・④
	閲覧できる方	必要書類等
閲覧	納税義務者	①・②又は③
	納税義務者の代理人	①・④
	借地人・借家人	①・⑤
	賦課期日後に固定資産を取得された方など	①・⑥

国民健康保険からのお知らせ

■ 国民健康保険証の更新をお忘れなく

井手町の「国民健康保険被保険者証（保険証）」は、2年ごとの更新で平成22年3月31日までが有効期限となっています。

平成22年度からは、一般被保険者証は「クリーム色」、退職被保険者証は「うぐいす色」に変わります。

つきましては、保険証の更新を次のように行います。

【更新方法】

- 1 郵送の方・・・平成22年1月末日時点で平成21年度分保険税の納付が1／2以上で、平成20年度以前分について滞納がない世帯については、3月中旬より簡易書留郵便で、順次郵送します。
- 2 窓口更新の方・・・上記以外の世帯。なお、更新は、平成22年3月23日（火曜日）より、役場保健医療課の窓口において行います。（保険税が未納の方については、納付相談を行います。）※ただし、土・日・祝日は除きます。
ご来庁の際は、印鑑と旧保険証をお持ちください。

※ 特別の事情がないのに保険税を滞納した場合や納期限から1年間経過して保険税を滞納した場合、短期被保険者証の交付または被保険者証を返還していただくことがあります。

■ 70歳～74歳までの方の窓口負担（1割）が据え置かれます

国民健康保険に加入されている70歳から74歳までの方に交付しております「国民健康保険高齢受給者証」（白色）の「一部負担金の割合」欄に「2割（平成22年3月31日までは1割）」と記載されているものをお持ちの方については、制度がさらに1年間延長されたことから、高齢受給者証の更新が必要となりました。（※ただし、有効期限については、毎年8月1日に前年の所得に基づき負担割合の見直しを行うため、平成22年7月31日までとなっています。）

なお、新しい高齢受給者証は、「国保証」郵送の方については、同封して3月中旬に郵送予定です。

また、保険税未納世帯の方については、「国保証」と合わせて窓口で更新させていただきます。（※ただし、一部負担金の割合が「3割」と記載されている方の負担割合の変更はありません。）

老人医療費受給者証の更新について

65歳～69歳までの「福祉医療費受給者証（老）」（緑色）を現在お持ちの方について、70歳～74歳までの方の窓口負担（1割）が据え置かれたことによって、老人医療費助成事業においても窓口負担（1割）を継続することになりました。

「福祉医療費受給者証（老）」の有効期限が平成22年3月31日となっておりますので、平成22年4月1日～7月31日までの「福祉医療費受給者証（老）」を3月中旬に郵送予定です。



◇お問い合わせは、保健医療課（TEL82-6166）まで

日時／3月24日（水）午後1時～3時半（受付）

場所／京都府山城北保健所綴喜分室（京田辺市）

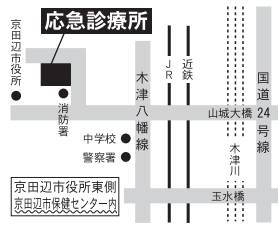
対象者／関節リウマチ及びその疑いがある方やその家族
内容／専門医による個別相談と指導・助言

担当医師／京都第一赤十字病院 糖尿病・内分泌・リウマチ科 部長 福田瓦先生

定員／6名
申込方法／3月2日（火）から受け付けます。

京都府山城北保健所綴喜分室まで電話でお申し込みください。（TEL 63・5745）

〈内科・小児科〉
京田辺市休日応急診療所
診療受付時間：午前8時30分～午後2時30分
TEL 0774-63-2662



日曜・祝日の応急診療

子育て支援センターからのお知らせ

子育て支援センターは、玉川保育園にあります。【TEL・FAX : 0774-82-2232】

★子育て支援センターは、事業の日だけでなく毎日開いています。

★子育てで困った時、しんどい時の相談も受けています。

★利用時間：月曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時00分
（ちょっと気分転換という気軽な気持ちで遊びに来てください。）



3・4月の事業 時間：午前10時～正午

日	月	火	水	木	金	土
3/7	8	9	10	11	12	13
		多賀保育園園庭開放日 竹の子ひろば	遊びの広場 育児相談と同時実施 （保健センター）	わらびー わらべうたサークル （支援センター）		
14	15	16	17	18	19	20
		竹の子ひろば	とことこ広場 よちよち広場 （保育園の園庭で遊ぶ） （支援センター）	さんさん会 （支援センター）	さんさん会（OP） リトミック （支援センター）	
21	22	23	24	25	26	27
		玉川保育園園庭開放日 竹の子ひろば	子育て支援講座 （支援センター）	さんさん会 （玉泉苑）	びよびよ広場 手あそび （支援センター）	
28	29	30	31	4/1	2	3
	おでかけ広場 （西部公民館） 多賀地区	竹の子ひろば	◇子育て講座のお知らせ 日 時…3月24日（水）AM 10:30～12:00 内 容…保健師とのフリートーク交流会 （子どもの成長に伴う悩みや思いなど保健師を交えて情報交換を行い、参加者同士の子育て力のアップにつなげましょう！）			
4	5	6				

各広場の対象者 場所：子育て支援センター

- *とことこちゃん広場：1歳半～就学前の子どもとその保護者
- *よちよちちゃん広場：7ヶ月～1歳半位の子どもとその保護者
- *びよびよちゃん広場：妊婦～6ヶ月位の子どもの保護者
- *おでかけ広場：妊婦～就学前の子どもとその保護者

※どの事業も予約なしでいつでも参加できます。

子育てサークルの紹介活動

- さんさん会：午前10時～正午【妊婦～3歳位の子どもの保護者】
代表：乾（090-3866-2585）
- 竹の子ひろば：午前10時半～正午【未就園児の子どもとその保護者】
代表：巽（82-2436）
- ベジッククラブ：午前9時半～正午【食育に興味のある方】
代表：平間（090-5367-0397）
- わらびー（わらべうたサークル）【妊婦さんから上限なし】
代表：巽（82-2436）

★初めての方は、代表まで連絡ください。

同和問題の解決を みんなの手で

2008 年度 全国中学生人権作文コンテストの入賞作品から

このコンテストは、法務省と全国人権擁護委員連合会が、次代を担う中学生の皆さんに自分の身近にある人権についての思いを作文に書いてもらうことによって、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的に開催されています。

作品から伝わってくる中学生の純粋な気持ちにふれて、人権について考えましょう。

人との接し方

兵庫県 洲本市立由良中学校 2 年
やまもと なつみ
山本 捺美

私の住んでいる町には、電がありません。バスも、便が一時間から二時間に一回などとても少ないので不便です。だから、私はあまり、バスや電車などでのマナー違反をしている人を見かけたときがありません。

この前、家族で出かけたときに電車を使うことになりました。私たち家族が、電車に乗ったときは、もうすでに満員で座席は一つも空いていませんでした。私は背が低くて、つり革には届くか届かないかだったし、満員だったので、近くにあった乗車出入り口の手すりにつかまっています。どこから乗ったのか、誰が見てもチャラチャラしてると言えるような、高校生ぐらいの女の人が、優先座席に座って、耳にイヤフォンをつけ、携帯電話をさわっていました。優先座席は、お年寄りや体の不自由な人、妊婦の人たちの特別な席です。しかしこのチャラチャラとしている女の人は、顔色もとても良く、まったくどこも悪くありません。私は、この女の人がどうして優先座席に座っているのか不思議に思っていました。

しばらくして、たくさんの荷物と、杖を持った一人のおばあさんが乗ってきました。おばあさんは空いている席がないかあちらこちらを見回していましたが、あきらめて、あの女の人が座っている座席のすぐ横の手すりにつかまりました。電車が大きくゆれ、そのたびにおばあさんがよろよろと杖にもたれかかりました。そのそばで私は危ないなあ、あの女の人に何も言えない私はなさけないなあなど、いろいろな思いをいだきながら、見続けていました。それでも優先座席に座っているあの女の方は下を向いたまま横にいるおばあさんに、座席をゆずろうとはしません。すると口々に周囲の人たちが、
「あの子、まだ若いんだから、おばあさんに席をゆずってあげればいいのにねえ。」

「ほんとねえ。あの子には思いやりってものがないのかしら。」

などと、こそこそ話しているのが聞こえました。あの女の人にも十分聞こえそうなぐらいいや、あの女の人に聞かせるように周りの人たちは口々に話しているのだろうと私は思いました。それでも、あの女の方は、おばあさんに座席をゆずろうとしないのです。今でいうKY。空気がよめない子なんだなと私は思いました。すると女の人の横に座っていたおばあさんが、

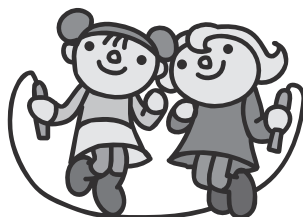
「ねえーあなた、そちらのおばあさんに座席をゆずってあげなさいよ。優先座席は、お年寄りや体に障害をもった人たちのために作られた座席でしょう。おばあさん、こんなに荷物、持っておられるのよ。ねえ、ほら。」

と少し厳しい口調で、女の人に言いました。私は、こんな大人の人にあこがれます。とても、尊敬できる人だなあと思いました。すると、乗客の冷たいまなざしが、みな、その女の人に向けられました。女の方は何も言えずに、目に涙をたくさんため、じっとうつむいたままでしたが、やがてそろそろと立ち上がりました。そして、おばあさんに席をゆずろうとして立ち上がり、一歩足を踏み出した時私は「はっ。」と思わず声を出してしまいました。これまでの、ざわめきも一瞬のうちに消えました。この女の方は足が不自由だったのです。左足をひきずり、よろよろしながらあわてて逃げるように次の駅で降りました。

電車の中は静まり返ってしまいました。さっき注意をしたおばあさんは、気まずい表情をして、うつむいたまま黙ってしまいました。

しかし私は、おばあさんのとった行為や発言は必ずしも悪いことではないと思います。おばあさんのことを考えて、周囲の思いを代弁して、おばあさんなり良心にしたがって行動したことは、無関心、不干渉の現代においては大変意義のあることではないかと思いました。では、おばあさんはどうすれば良かったのか、あるいはどうすれば、女の方は傷つかずにすんだのだろうか、「思いやりをもって人と接するということ」はどういうことだろうか。

それは相手の気持ちを考えた行為や言葉かけをし、決して自分の勝手な思い込みをしないで、行き違いが生じたときにはすぐに反省し軌道修正をすることだと思います。もちろん優先座席云々関係なく座席をゆずるということは当然すぎる良識ですが。私は、この場にいたことで、思い込みや決めつけ、先入観は、お互いを傷つけることになるということを知りました。たとえ自分の良心にしたがった行動が思わぬ結果を招いた場合でも、すぐに反省をし軌道修正をすることが大事だということを学びました。





住宅用火災警報器を設置されましたか

戸建て住宅・店舗併用住宅・共同住宅は、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。寝室・階段・台所などに設置しましょう。

※悪質な訪問販売などに注意しましょう。
消防署や消防団が販売をしたり、特定の業者に販売を委託することはありません。
問合せ先 京田辺市消防本部 予防課 (Tel 63・7826)
京田辺市消防署 井手分署 (Tel 82・3000)

救命講習会開催のお知らせ

日時／4月4日(日) 午前9時～正午
場所／京田辺市消防署井手分署会議室
定員／10名程度
参加費／無料
受付期間／4月3日(土) まで
問い合わせ／京田辺市消防署井手分署 (Tel 82・3000)

平成22年度第1回警察官採用試験

第1次試験日／5月9日(日)
申込み受付期間／「インターネット受付」
3月5日(金)～4月9日(金)
【郵送受付】3月5日(金)～4月16日(金)
※消印有効
問い合わせ／田辺警察署 (Tel 63・0110)

地域力再生プロジェクト支援事業交付金について

募集期間／
【第1回】4月1日(木)～5月7日(金)まで
【第2回】9月1日(水)～9月30日(木)まで
対象事業／環境保全、子育て支援、防災・防犯など、地域の方々が取り組む地域づくりの基盤となる活動
交付率・交付上限額／対象事業費の3分の1以内(100万円以内)
※京都市域外の活動には、市町村振興協会からも同様の支援があります。
活動のタイプに応じて交付率・交付上限額の優遇があります。

講座・教室

【和太鼓交流教室】

日時／3月31日(水) 午後7時～9時
場所／自然休養村管理センターホール

【和太鼓教室(サークル)】

日時／3月20日・4月3日(土) 午後1時半～3時半
場所／いずれも、いづみ人権交流センター体育館
【和太鼓教室】

日時／3月13日・27日・4月10日(土) いずれも、午後1時半～3時半
場所／いずれも、いづみ人権交流センター体育館
*お問い合わせは、いづみ児童館 (Tel 82・4112) まで

【いづみまなび教室】

《太極拳(入門・初級)》
日時／3月12日・26日(金) いずれも、午後1時半～3時
持ち物／運動できる服装・上履き
《大正琴》
日時／3月12日(金) 午前10時～正午・26日(金) 午前10時～11時半
持ち物／大正琴・楽譜
《ペン習字》
日時／3月25日(木) 午後1時半～3時
《ピース手芸》
日時／3月29日(月) 午前10時～正午・午後1時～3時
持ち物／ガーゼのハンカチ

【健康教室】

日時／3月17日(水) 午後1時半～3時
*各教室の材料費等は自己負担となります
*お問い合わせは、いづみ人権交流センター (Tel 82・3380) まで

【生き生きふれあいサロン(絵手紙を描きましょ)】

日時／3月17日(水) 午後1時半～
場所／玉泉苑
対象／60歳以上の方および障害のある方
*事前申込が必要
*毎月20日発行の「ボランティアバンクだより」で、ふれあいサロンの詳しい内容をお知らせします
*お問い合わせは、社会福祉協議会 (Tel 82・3499) まで

健康

【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》
日時／3月11日(木) 午後1時半～3時
場所／賀泉苑
《山吹体操クラブ》
日時／4月1日(木) 午後1時半～
場所／玉泉苑
日時／4月8日(木) 午後1時半～
場所／賀泉苑
対象／65歳以上
*お問い合わせは、保健センター (Tel 82・3385) まで

子育て

【わくわく広場】

日時／3月25日(木) 午前9時半～正午
場所／玉泉苑
*毎月第4木曜日に開催しています
*お問い合わせは、社会福祉協議会 (Tel 82・3499) まで
【乳幼児健康診査】
《3歳児健診》
日時／3月12日(金)
対象／H18・7・8からH18・10・7生まれ
受付／午後1時～1時半
場所／保健センター
*お問い合わせは、保健センター (Tel 82・3385) まで

各種相談

【行政相談・心配ごと相談】

日時／4月5日（月）午後1時～4時
場所／玉泉苑

【心配ごと相談】

日時／3月15日（月）午後1時～4時
場所／玉泉苑

【無料法律相談】

日時／3月15日（月）午後2時～4時
場所／玉泉苑

※心配ごと相談は、毎週月曜日（月4回）
第1・3・4は、玉泉苑、第2は賀泉苑
に開設しています。（第5月曜日と祝日にあ
たる月曜日は開設しません）

※無料法律相談は予約制とします

※お問い合わせは、社会福祉協議会（TEL82
・3499）まで

【総合健康相談】

日時／3月23日（火）午後1時半～3時
場所／保健センター

【障害者相談】

日時／3月23日（火）午後1時半～4時
場所／役場1階相談室

【こころの相談室（カウンセリング）】

日時／3月23日（火）午前10時半～午後2
時

場所／いづみ人権交流センター

※お問い合わせは、いづみ人権交流センタ
ー（TEL82・3380）まで

水道料金・下水道使用料の 納め忘れのないように！

生活に欠かせない水を安定供給し、き
れいな河川や自然を守るため、上下水道
は大変重要な役割をしています。

井手町の水道と下水道は、利用者から
の料金などで経営しており、水道料金・
下水道使用料が納付されないと管理運営
に支障が生じます。

安心して安全な水の供給を行うには、日
常管理や水道施設・設備の更新、さら
には老朽管の取替えなどの投資を行う必要
があります。

また、汚水処理する処理場の運転や
施設の維持管理などの経費が、下水道事
業には必要です。

このように、水道事業・下水道事業は
料金がキチンと納入されてこそ健全な経
営ができるわけですが、料金の滞納が
年々増加しており、健全な事業運営に支
障をきたしております。

このため、利用者の公平性を確保し、
健全な事業運営を進めるため、料金の徴
収に努力しておりますが、納付要請等に
もかわらず納付が滞る場合には、督促
状や催告書を送付することになります。

また、悪質な滞納の場合には、給水を
停止する場合もあります。
納付期限内のお支払いに、ご協力をお
願いします。

上下水道料金などで不明なことがあり
ましたら、役場上下水道課（TEL82・61
69）までご連絡ください。

ふるさと納税について のお知らせ

井手町では昨年度、まちづくりに共感
していただき、応援していただけたる方
の意思を受け入れるため、井手町ふるさと
応援基金」を設立しました。

【平成20年度は次の事業に役立てて欲し
いとご寄付いただきました。】

●歴史・文化継承に関する事業【3万円】
●その他、ふるさとの活性化に関する事
業【3万円】

今後、ふるさと納税制度をご利用い
ただき、井手町ふるさと応援基金へのご
寄付をお願いいたします。

お寄せいただいた寄付金は、次の用途
に役立てさせていただきます。

- ①自然・環境保全に関する事業
（玉川の環境保全、桜並木の育成保全、
源氏ボタル・カシカガエル保護など）
- ②歴史・文化継承に関する事業
（遺跡・文化財保護、橋諸兄・小野小町の
伝承など）
- ③安心・安全まちづくりに関する事業
（バリアフリー、防災整備など）
- ④その他、ふるさとの活性化に関する事
業

※寄付に関するお問い合わせ先／井手町
役場総務課企画財政課（TEL82・2001）

【ホットな映画】ご案内

手話で魅せる愛と感動の話題作！

映画「ゆずり葉」君もまた次の
きみへ 上映会

上映日時／3月20日（土）

①昼の部 午後2時～

②夜の部 午後6時～

会場／C・Kビル（京田辺市商工会館）4

Fキラホール 京田辺市田辺久戸52・3

主催／「ゆずり葉」山城上映推進委員会

主管／京田辺市聴覚障害者協会

前売券／大人1,200円 高校生以下8

00円

（当日券 大人1,500円 高校生以下

1,000円）

チケット・お問い合わせ／京田辺会場上映

事務局（田中）

山城地域活動支援センター（さんさん山城）

気付

京田辺市興戸小毛18

TEL39・7113

FAX65・4102





銀盤のトレース

碧野圭

名古屋でフィギュアスケートに打ち込む小6の竹中朱里。だが、レッスン費用がかさむスケートを辞めさせたい両親に「バジテストで5級に受かるか、県大会で3位以内に入らない場合はクラブを辞める」という条件を出されて…。



教えてQちゃん！メタボだってマラソン完走！

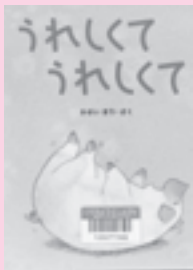
高橋尚子

メタボ歴10年の中年ライターが、オリンピックの金メダリスト「Qちゃん」こと高橋尚子の指導で東京&ホノルルマラソンに挑戦！初心者から中級ランナーにまで役立つアドバイスが満載。



きょうはとくべつなひ いりやまさとし

赤ちゃんって、わかんない。お兄ちゃんって、わかんない。赤ちゃん、生まれたらどうなるのかな？新しい命が生まれるとき、お兄ちゃんになる子が感じたことは…。



うれしくてうれしくて かさいまり

うれしいと、なんだかなんだか、じっとしてはいられない。そんな時の心は自由でのびのび。なんだかんだか心のかげ声。踊ったり歌ったりくるくる回ったりする。「うれしい」時のどうぶつたちを描いた絵本。

【開館日】 火曜日～日曜日
【開館時間】
10月～3月 午前10時～午後5時
4月～9月 午前10時～午後6時
☆3月・4月の休館日
3月15・23・25・29日
4月5・12・19・26・30日
☆貸し出し冊数および期間
図書は1人12冊、2週間
雑誌は1人5冊、2週間

視聴覚資料は1人3点、1週間
☆主な新着資料の紹介 3月
●一般書
「白い花と鳥たちの祈り」河原千恵子 柴田哲孝
「早雲の軍配者」富樫倫太郎 吉村昭
「真昼の花火」桐野夏生
「ナニカアル」澤田ふし子 明野照葉
「深重の橋」上・下
「愛しいひと」

●児童書
「おじいさんのいえ」植垣歩子
「どれにしようかな」つちだのぶこ
「がんばったね、ちびくまくん」エマ・チチェスター・クラーク
「ふたりでおかいもの」いとうひろし
「四角いクラゲの子」今江祥智
☆3月・4月の図書館行事
《親子で楽しむ紙しばい》
3月13日(土) 4月10日(土)
いずれも午後1時半から
《親子の絵本の会》
3月20日(土) 4月17日(土)
いずれも午後2時から
《読み聞かせ講座》
3月7日(日) 午前10時45分～
午後1時30分
《絵本の贈呈及び読み聞かせ》
3月21日(日) 30日(火)まで

山吹ふれあいセンター
図書館情報

お問い合わせは82-5700まで

国民年金Q&A

Q 学生で収入がないため、国民年金保険料を納めるのが困難なのですが。

A 日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられますが、学生については、経済的負担を考慮し、在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。対象となる学生は、大学、短期大学、大学院、高等学校、専修学校などのほか、各種学校（1年以上の就学課程に限る）に在学する20歳以上の学生です。また、夜間・定時制・通信課程も含まれます。

学生納付特例を希望される場合は、年金手帳、学生であることがわかる書類（学生証または在学証明書）を持参の上、住民福祉課まで申請してください。

なお、学生納付特例の承認を受けた期間は、将来老齢基礎年金を受けるための資格期間（国民年金保険料の納付または免除期間、厚生年金など他の年金の加入期間と合わせて最低25年）には含まれますが、受け取る年金額の計算には算入されません。将来受け取る年金額を減らさないために、承認を受けてから10年間のうちに保険料を納付（追納）することができる仕組みとなっています（承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります）。卒業後、受け取る年金額を満額に近付けるためにも追納されることをお勧めします。

ごみ収集日程表(3月11日～4月10日)

★ごみは、朝9時までに出してください。

★カン、ビン、ペットボトル、発泡トレイ等は中身の見える袋で出してください。

★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別袋にして出してください。

★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(TEL82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン・パソコンは除きます)

※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール・紙パックごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	粗大ごみ	ペットボトル	発泡トレイ等	その他
北水無	北水無区	火・金曜日	3月25日	3月18日	4月1日	3月11日 4月8日	3月23日 4月6日	水曜日
玉石高	玉石高区	月・木曜日	3月26日	3月19日	4月1日	3月12日 4月9日	3月16日 3月30日	水曜日
上井手	上井手区	火・金曜日	4月1日	3月18日	3月25日	3月11日 4月8日	3月17日 3月31日	水曜日
多賀全	多賀全区	火・金曜日	4月1日	3月18日	3月25日	3月11日 4月8日	3月24日 4月7日	水曜日

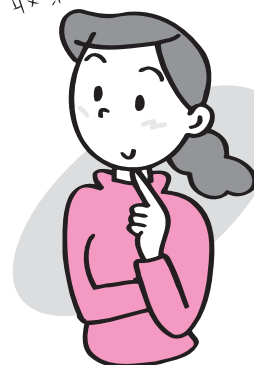
※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(TEL82-6168)まで

し尿収集日程

収集日	し尿収集区域番号	収集区域
3月31日	⑨	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
4月1日	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
3月11日 4月2日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、栗岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜
3月12日 4月5日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内
3月15日 4月6日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田
3月16日 4月7日	⑭	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、柏原、南玉水、久保、渋川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
3月17日 4月8日	⑮	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田

※し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合(TEL075-631-5171)まで

うちの
収集日は...



ごみの分け方・出し方 (カン)

◆出せるカン

◆出し方

◆出せないカン

ジュース、ビール、缶詰などの空缶

必ず中身を出す。簡単な水洗いをする。中身の見える袋で出してください。

一斗缶、フライパン、やかん、スプレー缶など。なお、使用済み乾電池は、カンと混ぜないで中身の見える別の袋でカンの日にしてください。

*充電電池、ボタン電池は購入店などに返却してください。

＜出産＞

(1月20日から2月19日までの届出分・敬称略)

住所	赤ちゃん	届出人
井手	藤井 細 ^{つむぎ}	整

＜婚姻＞

(1月20日から2月19日までの届出分・敬称略)

住所	夫	妻
多賀	山下 義昌	竹村 草子

公共施設電話番号一覧

名 称	電話番号
総 務 課	0774-82-6161
企画財政課	0774-82-6162
税 務 課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建 設 課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議会事務局	0774-82-6172
教育委員会(学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター(図書館・社会教育課)	0774-82-5700
いづみ人権交流センター	0774-82-3380
いづみ児童館	4112
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代 表 番 号	0774-82-2001

まちのカレンダー

(3月11日～4月10日)

住 民 カ レ ン ダ ー		
月日	曜	行 事
3/11	木	人権パネルづくり(午前10時～正午、午後1時～3時、いづみ人権交流センター) 山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑)
12	金	大正琴(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 井手町議会議員一般選挙立候補予定者説明会(午後1時半～、山吹ふれあいセンター) 3歳児健診(受付:午後1時～1時半、保健センター) 太極拳(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
13	土	I D E ゆうゆうスポーツクラブ(午前9時半～11時半、町内) 親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター図書館) 和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
14	日	第24回井手町解放文化祭(午前10時～午後3時半、いづみ人権交流センター・いづみ児童館)
15	月	心配ごと相談(午後1時～4時、玉泉苑) 無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑)
16	火	出張徴収【北・南】
17	水	生き生きふれあいサロン【絵手紙を描きましょう】(午後1時半～、玉泉苑) 健康教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
18	木	
19	金	天文台公開(午後7時半～9時、山吹ふれあいセンター)
20	土	和太鼓教室【サークル】(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 親と子の絵本の会(午後2時～、山吹ふれあいセンター)
21	日	左馬まつり(午前10時～午後3時、まちづくりセンター・左馬公園)
22	月	
23	火	こころの相談室(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) 総合健康相談(午後1時半～3時、保健センター) 障害者相談(午後1時半～4時、役場1階相談室)
24	水	玉川保育園卒園式(午前9時半～、玉川保育園) 多賀保育園卒園式(午前9時半～、多賀保育園)
25	木	京都府知事選挙告示日 わくわく広場(午前9時半～正午、玉泉苑) いづみ保育園修了式(午前10時～、いづみ保育園) ペン習字(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
26	金	大正琴(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 人権学習(午前11時半～正午、午後3時～3時半、いづみ人権交流センター) 太極拳(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
27	土	出張徴収【多賀】
28	日	和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
29	月	第14回ふれあい福祉まつり(午前10時～午後3時、玉泉苑・石垣公園)
30	火	ピース手芸(午前10時～正午、午後1時～3時、いづみ人権交流センター)
31	水	和太鼓交流教室(午後7時～9時、自然休養村管理センター)
4/1	木	無火災デー防火パレード 山吹体操クラブ(午後1時半～、玉泉苑)
2	金	
3	土	和太鼓教室【サークル】(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
4	日	
5	月	玉川保育園入園式(午前9時半～、玉川保育園) 多賀保育園入園式(午前9時半～、多賀保育園) 心配ごと相談・行政相談(午後1時～4時、玉泉苑) 乳児健康診査(午後1時～1時半、保健センター) B C G 予防接種(午後2時～2時半、保健センター)
6	火	井手町議会議員一般選挙告示日 いづみ保育園入園式(午前10時～、いづみ保育園) 障害者相談(午後1時半～4時、役場1階相談室)
7	水	
8	木	山吹体操クラブ(午後1時半～、賀泉苑)
9	金	
10	土	和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター図書館)



発行：京都府綴喜郡井手町役場
編集：企画財政課
井手町ホームページ
<http://www.town.ide.kyoto.jp/>
E-mail：info@town.ide.kyoto.jp

